

建設局優良工事等公表要綱実施細目

施行	昭和60年 4月 1日
第1回改訂	平成 2年 4月 1日
第2回改訂	平成 9年 5月29日
第3回改訂	平成10年 5月29日
第4回改訂	平成13年 6月 1日
第5回改訂	平成15年 4月 1日
第6回改訂	平成16年 4月 5日
第7回改訂	平成18年 2月17日
第8回改訂	平成18年 5月24日
第9回改訂	平成20年 3月 6日
第10回改訂	平成21年 2月 9日
第11回改訂	平成22年 3月31日
第12回改定	平成24年 5月23日
第13回改定	平成26年 4月 4日
第14回改定	平成29年 4月 1日
第15回改定	平成30年 4月 1日
第16回改定	令和 2年 4月30日

(趣 旨)

第1 この実施細目は、建設局優良工事等公表要綱（以下「要綱」という。）第8の規定に基づき要綱の実施に関し必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2 要綱第2に定める「成績が特に優良な工事等」は、選定基準により、選定された工事等とする。

(公表の方法)

第3 要綱第3の1に定める掲示は、総務部用度課及び各所の契約担当課において、別記第1号様式を掲示する。また、局ホームページにおいて、別記第1号様式及び別記第7号様式により行うものとする。

2 公表は、毎年度1回行い、総務部用度課、各所の契約担当課及び局ホームページにおいて1箇月程度公表を行うものとする。

- 3 要綱第3の2に基づき受注者等に書状等を贈呈するときは、別記第2号様式に定める書式及び文例により作成し、局長、所管の所長（要綱第3の1に定める「所」の長をいう。以下「所長」という。）又は支庁長が交付するものとする。

（公表の手続）

- 第4 所長及び支庁長は、要綱により公表する必要があると認めるものがあるときは、十分調査検討のうえ、別記第3号様式に、工事の場合は別記第7号様式を、委託の場合は別記第8号様式を1件ごとに付して、所管部長に内申するものとする。
 - 2 所管部長は、前項の内申書を受理し内容が適当であると認めるときは、別記第4号様式により企画担当部長を経由して、局長に推薦するものとする。（提出先は、総務部技術管理課とする。）
 - 3 所管部長、所長及び支庁長は、前2項による内申又は推薦に当たっては、当該受注者等が施行した他の工事等の成績等も考慮し、公表が適正かつ公平に行われるよう、十分留意しなければならない。

（公表工事等選定委員会の開催）

- 第5 局長は、要綱第4の4の規定に基づく推薦があったときは、公表工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、これに付議するものとする。

（幹事会の設置等）

- 第6 委員会の審査を補佐するため、要綱第5の3の規定に基づき幹事会を設置する。
 - 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
 - 3 幹事長は企画担当部長とし、幹事は別表に定める職にある者をもって充てるものとする。なお、幹事長は、必要に応じて別途指名した職員を参加させることができる。
 - 4 幹事長は委員会の開催に先立って幹事会を開催し、十分調査検討の上意見を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。
 - 5 幹事長は、選定基準の改定が必要な場合、幹事会を開催し、委員会に報告しなければならない。

（公表する工事等の決定）

- 第7 企画担当部長は、公表候補の工事等が、委員会において公表することが適当であると認められた場合には、公表する工事等を決定するための起案を行い、局長の決定を受け

るものとする。

- 2 局長は、前項の決定をした場合、別記第5号様式により総務部長、所長及び支庁長に、第6号様式により所管部長（総務部長を除く。）に通知するものとする。

（優良工事等の取消し）

第8 局長は、優良工事等として公表された工事等のうち、公表後に選定基準に定める選定対象外とする事実が確認された場合は、委員会を開催し、これに付議すものとする。

- 2 優良工事等取消しの決定は、本細目第7に準ずる。
- 3 公表の方法は、本細目第3の1に準ずる。

第9 要綱の運営に関する事務は、総務部技術管理課で処理する。

付 則

この細目は、令和2年4月30日から施行する。

別 表

幹事長	企画担当部長
幹 事	総務部総務課長
	総務部技術管理課長
	総務部用度課長
	用地部調整課長
	道路管理部安全施設課長
	道路建設部道路橋梁課長
	三環状道路整備推進部整備推進課長
	公園緑地部公園建設課長
	河川部改修課長